

## 令和3年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和3年4月13日 午前9時30分～10時40分  
開催場所 所沢市役所大会議室  
議 案 議案第1号 令和2年度所沢市農業委員会事業報告について  
議案第2号 令和3年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画  
(案) について  
議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項(案) について  
議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望(案) について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔  
8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一  
11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大舘 浩一  
14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜  
18番 諸星 久雄 19番 飯塚 幸雄 20番 木下 章  
21番 田中 宏 22番 吉田 英和 23番 粕谷 久男  
24番 栗原 明夫 25番 鈴木 孝史 26番 田代 清  
27番 野村 與志次 29番 中 好和

欠席委員 6番 増田 貴雄 17番 新井 祥穂 28番 加藤 博之

農業委員会事務局により進行。池田会長のあいさつ後、池田会長が議長に就任し議事を進めた。

議 長： これより議事に入ります。

議席番号6番 増田貴雄員委員、議席番号17番 新井祥穂委員、議席番号28番 加藤博之委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名委員に議席番号3番 越阪部一委員、議席番号4番 内野喜昭委員を指名します。

議案第1号 令和2年度所沢市農業委員会事業報告について

議 長： 「議案第1号 令和2年度所沢市農業委員会事業報告について」事務局か

ら説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 令和2年度所沢市農業委員会事業報告について」御説明いたします。

3ページをご覧ください。

議案第1号、令和2年度所沢市農業委員会事業報告について次のとおり審議願います。

令和3年4月13日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

4ページをご覧ください。

「令和2年度事業報告」、「1 会議の開催状況」になります。

「(1) 通常総会」は、4月24日に開催し、4議案を審議しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、例月の総会と同日に開催し、出席者の人数を調整させていただきました。

5ページをご覧ください。

「(2) 総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。

また、4月、5月、1月、2月につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、出席者の人数を調整させていただき開催しました。

8ページをご覧ください。

「(3) 農地利用最適化推進会議」は、年5回、8月を除く偶数月に開催し、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。

9ページをご覧ください。

「(4) 地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催することになっていますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から4月、5月、1月、2月、3月は中止としました。

6月、8月、9月、10月、11月は地区ごと5回開催、7月と12月は合同で開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用・利用権設定の総会議案等について打ち合わせをしました。

10ページをご覧ください。

「2 会議・研修視察等の開催状況」は、農業委員会入間地方協議会などが開催する各種会議、研修会等に参加しました。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、研修会等が中止となり、開催回数が例年の半分程度と少なくなっております。

11ページをご覧ください。

「3 要望活動」は、「令和3年度農林業関係税制改正要望事項」を埼玉県農業会議会長へ提出しました。令和2年6月23日に4役から所沢市長に「令和2年度所沢市農業施策に関する要望書」を提出しました。

12ページをご覧ください。

「4 農地移動状況」になります。

「(1) 農地法第3条許可(権利区分別)」は、28件の許可をしました。

一昨年度は、例年より少なく9件でした。昨年度は大宇北岩岡の営農型太陽光発電施設設置に伴う地上権の設定などから若干多い状況でした。

「(2) 農地法第3条許可(理由別)」は、28件を理由別にまとめました。

「(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出」は59件でした。  
一昨年度は、42件でした。

13ページをご覧ください。

「(4) 農地法第4条届出・許可」は、42件でした。  
一昨年度は、49件でした。

「(5) 農地法第5条届出・許可(種別区分別)」は、143件でした。  
一昨年度は、190件でした。昨年度は市街化区域の所有権移転が49件減っております。

「(6) 農地法施行規則該当転用届出」は、14件でした。  
一昨年度は、4件でした。昨年度は携帯電話用の電気通信事業施設が増えています。

14ページをご覧ください。

「(7) 農地法第4条届出・許可(用途別)」は、42件を用途別にまとめました。

「(8) 農地法第5条届出・許可(用途別)」は、143件を用途別にまとめました。

15ページをご覧ください。

「(9) 各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書等を種類別にまとめました。合計245件の証明等をしました。

一昨年度は、213件でした。昨年度は農地転用の許可済等の証明である確認願が増えています。

16ページをご覧ください。

「5 各種事業実施状況」になります。

「(1) 農地利用状況調査」は、農地利用状況調査の結果を地区別にまとめました。全体の是正率は84.9パーセントでした。

一昨年度は、86パーセントでした。

17ページをご覧ください。

「(2) 農業者年金の加入・受給状況」は、昨年度は2名が新規に加入しました。

一昨年度は、3名でした。

①の加入状況は、確定値が今月中旬になるため、本年2月末現在の状況です。

右側の「待期者数」とは、60歳以上で既に年金保険料の払い込みは終了していますが、65歳未満のためまだ年金を受給されていない方です。

③の加入促進活動としましては、戸別訪問や広報活動を実施しました。

18ページをご覧ください。

「(3) 農地サポート事業」は、9件の契約が成立し、24,881平方メートルを流動化しました。

一昨年度の成立件数は8件でしたが、大字中富の約25,700平方メートルなどの広い面積の契約成立が多かったため、全体で62,292平方メートルの流動化となりました。

また、委員さんが仲介されて利用権を設定している場合がありますが、農地サポート事業に登録されていないこともありますので、積極的に登録を案内していただきますようお願いします。

「（４）農業機械情報登録事業」は、登録、成立はともにありませんでした。

議案第１号の説明は以上です。

議長： 「議案第１号 令和２年度所沢市農業委員会事業報告について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

委員： 「（９）各種証明等事務処理状況」の確認願とは、どのような証明ですか。

事務局： 過去に農地転用の許可等を行っている事実を証明するものです。市街化調整区域の農地転用許可と昭和５５年９月までの市街化区域の農地転用の届出についての証明です。なお、昭和５５年１０月以降の市街化区域の農地転用の届出については、受理証明により届出済であることを証明します。

議長： ほかにないようですので質疑等を終結し採決に入ります。採決につきましては、所沢市農業委員会総会会議規則第１０条の規定により、挙手をもって行います。

議案第１号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 議案第１号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

議案第２号 令和３年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について

議長： 「議案第２号 令和３年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第２号 令和３年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について」御説明いたします。

１９ページをご覧ください。

議案第２号、令和３年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について

次のとおり審議願います。

令和３年４月１３日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

２０ページをご覧ください。

「１ 令和３年度所沢市農業委員会活動の基本方針」については、記載のとおりで、事前に総会議案をお配りしていることから、読み上げは省略させていただきます。

２１ページをご覧ください。

主なものを御説明します。

「１ 基本方針」は、「（１）遊休農地の発生防止・解消」、「（２）優良農地の保全」、「（３）担い手の確保・育成」の３項目です。

「２ 具体的な施策」は、「（１）遊休農地の発生防止・解消」、「（２）

優良農地の保全」、「(3) 担い手の確保・育成」、「(4) 基本方針の実現に向けて」の4項目で、それぞれの内容は記載のとおりです。

22ページをご覧ください。

「2 令和3年度事業計画」になります。

「1 会議、研修会等の開催」は、「1 総会」は、「(1) 通常総会」を年1回、「(2) 総会」を年12回開催します。

「2 農地利用最適化推進会議」は、偶数月に年6回を開催します。

「3 地区打ち合わせ会」は、3地区に分かれて年12回開催します。

7月、8月、12月、3月は合同開催といたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で、開催日時、場所等が変更になる場合がありますので、その都度開催通知を御確認いただきますようお願いいたします。

通常は、いるま野農業協同組合の会議室をお借りしていますが、いるま野農業協同組合が貸し出しを停止している状況であるため、6月までは、各地区のまちづくりセンターで開催を予定しています。その後の開催場所は未定です。

「4 研修会及び講習会」は、年間を通して実施します。

「(1)の先進地視察研修会の実施」につきましては宿泊ではなく日帰りとし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により実施の是非を判断いたします。

23ページをご覧ください。

「2 基本方針に基づく主な活動」については、(1)から(13)までのご覧のとおりとなります。

議案第2号の説明は以上です。

議長： 「議案第2号 令和3年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

議長： 質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第2号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 議案第2号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「(案)」を消してください。

議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

議長： 「議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」御説明いたします。

25ページをご覧ください。

議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

次のとおり審議願います。

令和3年4月13日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

26ページをご覧ください。

令和4年度農林業関係税制改正要望事項は、相続税・贈与税納税猶予制度についての要望です。要望項目と要望理由を読み上げます。

【要望項目】は、循環型農業として土地利用が図られている平地林を相続税・贈与税納税猶予制度の対象とする。

【要望理由】は、循環型農業のための堆肥づくり等に利用される平地林は、農業経営を維持するための重要な生産基盤であるが、納税猶予の適用除外とされている。相続税を納付するために処分するなど、農業経営を行っていくうえで大きな支障となっていることから、相続税納税猶予の適用対象とするべきである。

昨年度まで5項目の要望をしまいましたが、4項目につきましては改善されたことから、今年度は1項目のみとなりました。

参考に、昨年度の要望事項は、「1 循環型農業として土地利用が図られている平地林」、「2 農作業場等の農業用施設用地に利用されている農家敷地」、「3 自治体や農業協同組合等が運営主体の市民農園」、「4 所有者と同一人が経営する農地所有適格法人に使用貸借される農地」、「5 農業者年金基金法に基づいて経営継承のために後継者に使用貸借されている農地」の5項目でした。

議案第3号の説明は以上です。

議長： 「議案第3号 令和4年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第3号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 議案第3号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「（案）」を消してください。

議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望（案）について

議長： 「議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望（案）について」御説明いたします。

27ページをご覧ください。

議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望（案）について次のとおり審議願います。

令和3年4月13日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

28ページをご覧ください。

「令和3年度所沢市農業施策に関する要望について」は記載のとおりで、読み上げは省略させていただきます。

29ページをご覧ください。

大きく3項目あり、「1 優良農地の保全と有効活用について」、「2 担い手の確保・育成について」、「3 農業振興施策の充実について」それぞれの内容は記載のとおりです。

議案第4号の説明は以上です。

議長： 「議案第4号 令和3年度所沢市農業施策に関する要望（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第4号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 議案第4号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「（案）」を消してください。

ただいま、御了承いただきました要望につきましては、後日、藤本市長に「要望書」として提出いたします。

これで議案第1号から議案第4号まで、全て可決いたしました。

協議事項1 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

協議事項2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議長： 「協議事項1 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項1 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」御説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和3年4月1日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」は、集積目標551.2ヘクタールで集積実績525.2ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」は、参入目標1経営体で参入実績1経営体でした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」は、解消目標0.5ヘクタールで解消実績はマイナス4ヘクタールでした。活動に対する評価は、活動により遊休農地が解消された地域もありましたが、全体的に目標に及ばなかったことからより一層の強化を要するとしました。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、違反転用面積0.9ヘクタール、増

減0.1ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は、農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は28件、うち許可件数は28件でした。農地転用に関する事務の処理件数は49件でした。農地所有適格法人からの報告は、管内の6法人から報告を受けました。情報の提供等は、適切に実施しています。

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は、要望・意見等がありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」は、市のホームページに公表しています。協議事項1の説明は以上です。

続きまして「協議事項2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」御説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和3年4月1日現在の農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」は、集積面積530.2ヘクタールを目標とします。「うち新規集積面積5ヘクタール」は、「所沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定しました担い手への農地利用集積目標とします。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、参入目標数を1経営体とします。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」は、解消面積0.5ヘクタールを目標とし、「所沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定した遊休農地の解消目標とします。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、農業委員等による農地パトロール及び啓発活動を行い、違反転用が確認された場合は是正指導を行うこととします。

協議事項1及び協議事項2の説明は以上です。

議長： 「協議事項1 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

協議事項1及び協議事項2につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 協議事項1及び協議事項2につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

恐れ入りますが協議事項2につきましては「（案）」を消してください。

協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について



議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」御説明いたします。

46ページをご覧ください。

「1 調査期間」は令和3年7月27日（火）から8月6日（金）になります。

ただし、8月2日（火）は農業振興地域整備促進協議会、8月6日（金）は農地利用最適化推進会議のため、午後を予備日とする予定です。

「2 調査員」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員です。

班編成は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、昨年と同様に各地区4人若しくは3人1組の2班体制で班ごとに調査する予定です。

「3 事前周知」は、5月中旬から、いるま野農業協同組合を通じて47ページの「農地利用状況調査の実施について」を回覧する予定です。

市外の所有者にも回覧と同様の内容を郵送します。

「広報ところざわ7月号」に周知する記事を掲載します。

調査にあたって、当日迷わないように、事前に所在地等の確認をお願いします。

協議事項3の説明は以上です。

議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」質疑に入ります。

事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

協議事項3につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 協議事項3につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

恐れ入りますが「（案）」を消してください。

以上で、本総会の審議事項につきましては、すべて終了いたしました。

皆様の御協力により、滞りなく務めさせていただき、大変ありがとうございました。これで、議長の職を解かせていただきます。

川口会長職務代理者により閉会した。